

10月31日はハロウィーンですが、近所の家でも、ハロウィン前の週末から、家の庭にお化け屋敷を作って子供たち（大人もいましたが）を怖がらせ楽しませていました。

さて、怖い思いをすると楽しいというのもよく理解できませんが、ホラー小説は一定の人気があり、何年も掛けて執筆し自費出版を考えているという人もいるかもしれません。本を出版するときには、本にタイトルを付ける必要があります。面白い(?)ホラー小説が出来上がったので、本のタイトルにもこだわり、読みたくなるようなお気に入りのタイトルを付けることができたとする、他の人に真似されないように商標登録をしておきたいところです。しかし、本のタイトルは商標登録できるでしょうか。

商標登録を受けるには、当該商標が対象とする消費者に商品・役務を提供するときのブランド名として機能する必要があります。商標は簡単にはブランド名で、一冊の本のタイトルはその本そのものなので商標登録の対象にはならないのが原則です。

但し、同じタイトルで複数の本を出版するのであれば、共通の「ブランド名」となり得るので商標登録は可能です。例えば、「Harry Potter」(ハリーポッター)は複数の本がこのタイトルで出版されており、また、本だけでなく映画やゲーム等にも使われているので、商標登録されています。もし、「ハリーポッター」の本が一冊しか出版されなかったのであれば、商標登録はできなかつたはずですが。

「Goosebumps」(グースバンプス)も商標登録の成功例です。この子供向けホラー小説は「グースバンプス」のタイトルで複数出版されており、ハリーポッターと同様に映画にもなっています。

なお、日本でも同様の扱いで、「単行本」のタイトルは商標登録を受けることはできません。よく知られたところでは、夏目漱石の遺族が「坊ちゃん」の商標登録出願をしましたが、認められていません。「坊ちゃん」は小説だけでなく映画にもなっているから、商標登録できるのでは、と思うかもしれませんが、「坊ちゃん」はこの物語(小説)を表示するタイトルで、このタイトルで複数の物語(異なる小説)が出版されているわけではないので、一冊の本のタイトルという扱いです。

一方、新聞や雑誌のタイトルは、商標登録が可能です。毎号内容が異なるためです(この「Sweet Orange」は商標登録していないようですが)。

なお、米国は使用主義なので、商標は使用しないと登録はできませんが、特定のタイトルで本をシリーズで複数出版する(使用する)確固たる計画等があれば、まだ一冊しか出来ていないとしてもとりあえず出願は認められます。

(上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。)